



Hitotsubashi University
Institute of Innovation Research



一橋大学イノベーション研究センター

東京都国立市中2-1
<http://www.iir.hit-u.ac.jp>

杭州・温州における地域金融の実態と課題
(IIR Working Paper)

2008年3月24日

張曉玫

はじめに

中国では、民間中小企業が、改革開放以来、市場競争の中で急速に発展してきた。これらの企業は国からの資金的な援助が全くなく、自分自身の蓄積及び政策による低税金納付率によって発展を遂げた。民間中小企業は現在、全国の法人・個人を含め、すべての税金収入に占める割合が三分の一にもなっている。民間中小企業のこれまでの発展パワーから推察すれば、中国経済に占める比重はこれからますます大きくなると考えられる。

しかし、これまで多くの研究者に指摘されているように、中小企業は高い負債依存度、低い自己資本比率、低い所得水準や利益率などの問題に直面し、設備、資本、市場、技術などの面において著しく劣勢である。とくに資金面では、金融機関からの高い借入依存度や資金調達難の問題を抱えており、これらに制約されて大きな発展を遂げにくくなっている。こうした事態を打破するために、中国政府は一連の中小企業支援策を打ち出している。

1. 中国の中小企業政策と国有大手商業銀行の限界

1998年初頭に、中国政府は中小企業問題に積極的に取り組み始めた。その主な動きとして3つ指摘できる。第1は、中国人民銀行が各専門銀行所属の支店・営業所に中小企業信用貸付部を設置するように求めたこと、第2は、江沢民国家主席が戦略的見地から中小企業の発展を重視しなければならないと提起したこと、第3は、国家経済貿易委員会が中小企業司を設立したこと及び国務院関係部門からなる「中小企業発展促進グループ」が設置されたことである。中国政府は、中小企業に対する支援に力を入れ、その支援のための諸政策・措置の調整と統一に乗り出した。また、日本の『中小企業基本法』に相当する『中華人民共和国中小企業促進法』が2002年6月に可決され、2003年1月1日より施行された。

なぜこのように中小企業問題が重視されるようになったのか、その主な要因は次の2つである。

まず、過剰労働力の吸収先としての中小企業である。1998年当時の中国は、金融改革、行政改革および国有企業改革の3大改革が実施されていた。社会主義計画経済から社会主義市場経済への転換の過程では、特に、国有企業改革が最重要課題であった。当時の国有企業の人的効率は悪く、国有企業の従業員の1/3は過剰人員で再配置が必要であり、毎年400万余人がレイオフされていた。また、これ以外に農村でも過剰労働力が発生し、これが都市に移動していた。これらの過剰労働力の受け皿として中小企業が注目され、政府による積極的な中小企業振興策が進められたのである。現在、都市部では、就業人口の約80%が中小企業で働いている。

次に、中国経済の生産力の発展に中小企業が大きく寄与しているという事実である。即ち、中国経済の安定的な経済成長率を維持するためには、国有大企業だけでなく、国有、郷鎮企業（集体企業）、個人・私営企業などの中小企業の成長が必要である。2006年末ま

で、中小企業の数是全国企業数の99.8%以上を占めた。商工行政部門に登録された中小企業数は460万社を超えている。中小企業の95%は非公有制民営中小企業である。また、中小企業によって産出された商品やサービスの価値総額は全国GDPの60%を占めている¹。

しかしながら、中国の金融システムの中心的役割を果たしている銀行システムは、民間中小企業の資金調達手段として有効に機能していない。その理由として、国有企業改革により非国有化が進んでいるにも関わらず、銀行貸出の主要な担い手は依然として、民間中小企業への貸出にかなり制約がある国有大手商業銀行であることが挙げられる。既存の銀行システムのもとで、中国の国有大手商業銀行が民間中小企業の発展をバックアップするには、様々な困難を伴う。

第1に、国有大手商業銀行が、国有大手企業をサービスの主たる対象とするという方針は、国有銀行の設立当初からすでに決められていた。そのため、国有大手商業銀行の融資サービスはなかなか中小企業に及ばず、これらの企業の臨時的、突発的な資金需要を満たすことももちろん不可能であった。こうした従来方針が突然大幅に変更され、しかも実効力をもって展開されることを期待するのは難しい。

第2に、国有大手商業銀行の支店などは、相対的に大都市に集中している。しかも、銀行員の人数が限られているので、行員がいちいち地方へ出向き、個別企業の経営状態を詳細に把握したうえで融資を行なうことなどは想定しにくい。

第3に、1994年に、国有商業銀行の四行すべては組織改革を行なった。支店を整理した結果、大都市への集中がさらに進んだ。また、支店の融資権限の一部が本店に取り上げられたため、資金は計画中のビッグプロジェクトに集まり、貸出先は国有大手企業に集中している。このため、国有大手商業銀行の地方支店に、地元の中小企業を資金面から支援する意志があるとしても、その権限は大幅に制限されている。

上記の3つの理由により国有商業銀行と地方中小企業、地方経済のアンバランスがもたらされてきた²。すなわち、国有商業銀行の貸出の大部分が国有企業向けであり、地方の非国有中小企業にはほとんど貸出が行われていない。また、中国の従来政策ならびに融資は、そのほとんどが国有大企業のために計画・実施されてきた。中小企業融資の体制は整っていない。中国人民銀行の統計では、企業の規模別での融資残高の金融統計は公表されていないが、中長期融資は国有企業、上場企業向けの融資が中心であり、中小企業向けの融資のほとんどは短期融資であると考えられることから、この期間別の短期融資の推移を見ることで中小企業融資の実態を推測することとする。そして、次の表を見ると、非国有企業である郷鎮企業、私営と個人企業、及び三資企業の短期融資額が示されている。中小企業はほぼ全て非国有企業と見ることができることから、ここでは中小企業向けの融資動向を非国有企業の短期融資の動向から見ることにする。そこで、非国有企業である郷鎮企業、私営と個人企業、及び三資企業の金融機関の短期融資比率を見ると、その比率は極め

¹ 『人民日報』(海外版)(2007)「中小企業進入発展機遇期」2007年7月6日を参照。

² 張(2007)博士論文を参照。

て低く、全短期資金融資の 14%に過ぎない。したがって、中小企業が資金調達の困難性に直面している姿が推測できる。しかし、民間中小企業が今後さらに発展していくためには、金融面の支援が必要である（表を参照）。

表 中国における金融機関の短期融資の構成変化の推移

	1999	2000	2001	2002	2003
短期融資総額(億元)	63,888	65,748	67,327	74,248	83,661
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国有企業	61.5	55.5	58.4	55.1	52.3
非国有企業	15.2	14.9	15.7	14.2	14.0
郷鎮企業	9.6	9.2	9.5	9.2	9.2
私営と個人企業	4.7	4.6	4.8	3.6	3.1
三資企業	0.9	1.0	1.4	1.4	1.7
農業	7.5	7.4	8.5	9.3	10.1
その他	7.5	7.4	8.5	9.3	10.1

備考：分類は林毅夫(2000)、中国国務院発展研究センター農村部(2000)等による。

短期融資の中で、工業企業、商業企業、建築業企業を国有企業融資とし、

郷鎮企業、私営と個人企業、三資企業を非国有企業としている。

なお、この国有企業分類については内閣府(2002)と同様である。

資料：中国国家統計局「中国統計年鑑」から作成。

国有大手企業を主とする公有制経済が主導的な地位を占めてきた中国では、非公有制経済の存在が軽視されてきたため、民間企業、特に民間中小企業は資金調達の面で長い間孤立無援な状態にあった。しかし、1990年代後半に入ると、民間企業は中国の経済成長を支える重要な要素となり、その発展の勢いはもはや軽視できないものとなった。中国の市場経済体制への移行が進展につれて、民間中小企業の資金調達の重要性は大きくなった。

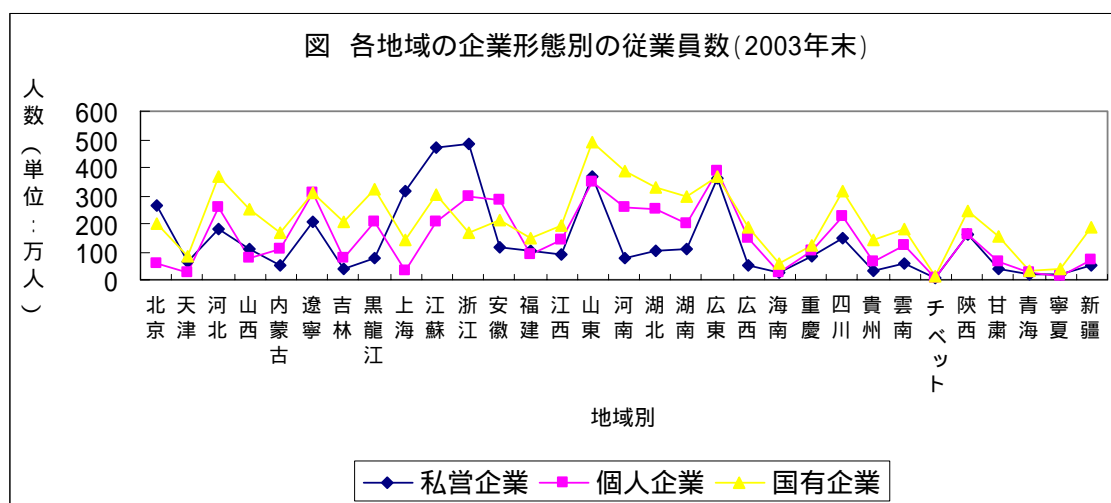
しかしながら、前述の『中華人民共和国中小企業促進法』の冒頭で、中小企業への「資金支援」が掲げられているのは、中小企業が「資金不足」の状態にあり、中小企業の更なる発展のためには資金確保が不可欠であることを示している。現在の中国では、民間中小企業をサービスの対象とする中小企業金融機関の設立や信用保証制度の整備などが重要な課題になっているが、これらの課題に関する研究は、残念ながらいまだに十分には行われていない。

2. 浙江省の地域金融調査結果

筆者は、2007年6月に、中国の浙江省（杭州市と温州市）で地域金融の現状に関する現地調査を行った。浙江省を調査先として選択したのは、次の3点から、同地域が中国の民間中小企業金融の問題を研究するのに、必要不可欠なモデル地域と考えられるからである。第1に、浙江省は、経済発展が最も顕著な省の一つである。浙江省の2005年度のGDPは、

前年度比 12.4%増の 1 兆 3365 億元で、全国第 4 位を占めた³。第 2 に、浙江省は民間経済（私営企業と個人企業を中心とする）を主体とする経済構造⁴に際立った特徴がある（図を参照）。そのため、市場経済化を進める中国経済の先進地域として中央政府から高く評価されている。第 3 に、全国で最も民間経済が発達しているにも拘らず、少なくとも民間中小企業の 70%以上は「資金調達難」の問題を抱えている⁵。

こうした理由から、モデル地域とみなされる浙江省での現地調査を通じて、中国における中小企業金融に関する問題点を析出し、それへの対応策を試みる。



資料：中国統計出版社（2005）『2004年度中国統計年鑑』より筆者作成。

1. 杭州市蕭山区 - 地域金融機関と「共済型」担保会社の役割

杭州は中国の東南沿海に位置する浙江省の省都で、古くは春秋時代の呉越国の都として栄え、現在も省内の政治・経済の中心である。杭州は、上城、下城、拱墅、西湖、江干、濱江、蕭山、余杭の 8 つの区と富陽、臨安、建徳、桐廬、淳安の 5 つの県を管轄している。その中で、蕭山区は 2005 年度の GDP が約 588 億元で、杭州市全体 GDP（約 2918 億元）の 20.15% を占める大きな存在となっている。今回はこの蕭山区に絞り、同地域の金融状況を見てみよう。

(1) 蕭山区経済発展局の政策措置⁶

³ 浙江省人民政府公式HP www.zhejiang.gov.cnを参照。

⁴ 2005 年末までに、浙江省内民間中小企業数は 30.41 万社に達し、全省企業数の 99.6% を占め、従業員数は 1130.71 万人であり、全省従業員数の 82.7% を占める。（『温州中小企業報』2006 年 2 月 22 日を参照）

⁵ 中国政府公式HP www.gov.cnを参照。

⁶ 蕭山区経済発展局経済運行科科长の倪国田氏に対するインタビュー（2007 年 6 月 18 日）から整理。

蕭山区の産業経済は、民営中小企業がその大半を担っている。蕭山区では、水道事業以外のすべての事業（電力、通信事業などを含む）が既に民営化され、民間の株式会社によって運営されている。また、企業数でいえば、大企業は 22 社にすぎず、蕭山区の全企業 1 万 2886 社に対してわずかなシェアしか占めていない。

蕭山区の調査から、区内の中小企業は、企業活動における他の問題と比較して、銀行融資獲得の困難さを、最も深刻に感じている事実が明らかになった。そのため、蕭山区政府は、中小企業の資金支援策として、次の 3 つの措置を打ち出した。

企業相互保証機構（担保会社）を設立する。

中小企業発展支援のための補助金（300～400 万元 / 毎年）を設け、技術革新や教育研修や市場開拓などを支援する。

地域金融機関の中小企業向け貸出比率向上を指導し、中小企業向けの金融商品の開発を促進させる。

このうち、の企業相互保証機構（担保会社）に注目して、その実態を説明する。

蕭山区は 22 の鎮を所轄しており、鎮を基本単位に、鎮レベルの担保会社を各地に設置した。資本金は一般的に、地元中小企業 20 社ぐらいと鎮政府の共同出資である。出資の 1 口金額は 10 万元からとなっている。

担保会社の出資企業は、出資額の 5 倍（保証倍率）までの銀行貸出額が保証される。また、代位弁済が発生する場合は、担保会社と融資銀行がそれぞれ 8 : 2 の割合で損失金額を負担することになっている。

以上から、蕭山区内の担保会社の特徴としては、「会員制」、「閉鎖的」、「非利益追求」があり、中小企業相互間の「共済」による信用保証制度であることが指摘できる。

（ 2 ） 地元金融機関

蕭山区内にある 2 つの金融機関、中国農業銀行杭州市蕭山支行と蕭山農村合作銀行の現状を紹介する。

1. 中国農業銀行杭州市蕭山支行

中国農業銀行の概要

中国農業銀行（以下、農銀）は 1994 年に国有商業銀行として再建された。四大国有商業銀行の 1 つである。再建前の農銀は、農村信用合作社に対する様々な指導の職責を与えられる一方で、農村部の預金・貸付業務や、政府による農産物の買い上げ資金や農業財政投融资の運営も担当していた。農銀は、金融行政の担当者であり、金融業務の経営者、さらには政策金融の執行者でもあった。また、機能複合体であった農銀の支店や営業所は、業務全般において系統組織の上部機関から指導を受けるが、人事などは所在地の党委員会や地方政府からも強く影響されていた。かつての農銀は、行政部門と緊密な関係にあり、独立した経営体ではない、といっても過言ではなかった。

しかし、経営業務と政策業務の未分離や、経営に対する行政の過剰な関与などは、経営効率の低下を招き、膨大な赤字をもたらした。そのため、国有商業銀行として再建された際には、次の4つの施策が実行された。

食糧・綿花・植物油の買い上げ資金や国有食糧企業の運転資金の業務は、新設された農業発展銀行へ移管された。

以前の政策融資で生じた赤字の一部が財政投入によって補填された。

残った不良債権が農銀から切り離され、専門の資産管理公司(長城)に移管された。行政機関からの高度な独立性が賦与された。

国有商業銀行となった農銀は、経営効率を重視する観点に立ち、郷・鎮の営業所を多数廃止し、農村部での業務を縮小する一方、県レベル以上の都市部での業務を拡大している。農銀は、貯蓄所—営業部—県支行—省分行—総行という全国ネットワークを有し、従業員総数は2001年に約49万人で、同年の預金残高は、四大国有銀行の22.1%を占めた。商業ベースの融資対象は、主として経営状況の良い国有企業、民間企業及び郷鎮レベルの農村企業であり、戸別経営農家への直接融資は行っていない。

中国農業銀行杭州市蕭山支行

次に、中国農業銀行杭州市蕭山支行(以下、蕭山支行)の融資状況を見てみよう。2007年5月末までに、蕭山地区の預金総残高は1085億元に達し、そのうち、蕭山支行の預金残高は147億元で、同地区全体の13.59%を占めた。また、同年5月末までの蕭山地区の貸出総残高は900.17億元になり、その中の蕭山支行の貸出残高は114.72億元で、同地区全体の12.74%を占めた。蕭山支行は、預金・貸出金残高ともに蕭山地区全金融機関の第二位である。

貸出残高のうち、担保付貸出の割合は58.6%であり、残りが保証付き貸出である⁷。ここから、中小企業資金調達難の重要な原因の1つである「常に担保提供を要求される」という問題が浮かび上がる。蕭山支行の貸出業務は、ライバルの蕭山農村合作銀行(後述)に比べて、効率が悪いという意見も聞かれる⁸。これは、先ほど指摘したように、国有商業銀行の組織改革によってもたらされた問題でもある。すなわち、改革の結果として、地方の支店が整理されて大都市への集中が進み、支店の融資権限も本店に取り上げられたために、特定地域や個別企業に関する情報が、大都市の支店や本店まで、容易に伝わらないからである。

2. 蕭山農村合作銀行

⁷ 中国農業銀行杭州市蕭山支行信託管理部經理の沈水良氏に対するインタビュー(2007年6月19日)から整理。

⁸ 沈水良氏によると、1997年から蕭山支行の預金・貸出金市場シェアが毎年低下し、1997年の20%台から、現在は10%台まで下がったということである。

農村信用社から農村合作銀行へ

蕭山農村合作銀行の前身は、蕭山区信用聯社及び信用聯社が所轄していた農村信用社である。以下、農村信用社（以下、信用社）について簡単に説明する。信用社は新中国と共に誕生した。制度上、信用社は「農民による農民のための農民組織」である。しかし、1970年代末までの30年間、信用社は、中国人民銀行の各営業所の指導下で農村部門の余剰を吸い上げ、それを国家工業化のための資金需要に供与する役割を果たした。1979年の農銀復活に伴い、信用社は人民銀行から農銀の指導下に入った。その後、農業生産請負制の普及もあって、信用社の本来の性格を取り戻す必要性が強く認識されるようになった。1983年に郷鎮レベルの信用社を構成員とする県信用連合社も設立された。それ以来、農民の出資が推奨され、信用社の民営化が目指されるようになった。

1990年代の金融改革で信用社は農銀から分離され、1996年に再び中国人民銀行の傘下に入れられた。農銀が農村部からほぼ完全に撤退している今日では、信用社が農家の預金を吸収し、それを中小の自営・私営企業や家族農業に貸し付ける最も重要なフォーマル金融機関として期待されている。2002年には61万人余りの従業員が働いている。また、信用社の預金と貸出の残高は2002年に全金融機関の第4位になった。ただし、信用社は全国的な系統組織を持っておらず、県・市範囲を超える広域の金融業務は独自にできないという弱みがある。

蕭山農村合作銀行の概要

それでは、信用社から転じた蕭山農村合作銀行（以下、合作銀行）の設立経緯や域内での金融活動を確認してみよう。合作銀行は、2004年7月に区内の農民、農村商工業者、企業法人などによって共同出資された株式合作制社区性地方金融機関である。蕭山区が所轄する22の鎮などに対して、支店は33に及ぶ。主たる業務は、融資対象の農民や中小企業への小口貸出である。

預金・貸出金残高ともに蕭山地区の金融機関トップの地位を築いている。2007年5月末までに、合作銀行の預金残高は260億元で、蕭山地区の約24%を占めた。貸出残高も190億元あり、蕭山地区の21%を占めている。同行の調査⁹によれば、蕭山区内の企業、約3600社がいずれかの金融機関から融資を受けており、そのうちの2500社強が合作銀行の融資先であった。さらにそのうちの約2000社は合作銀行からのみ融資を受けていた¹⁰。この現状から、合作銀行が、地域の企業にとってきわめて親密な存在となっていることが窺われる。

その理由は以下のように考えられる。地域に多数の店舗網を持ち、融資先を実際に訪問しやすいという立地条件が、効率的な情報生産につながっている。「われわれは地元の住民

⁹ 合作銀行は2005年下期に、各支店や営業所から派遣された調査員が、区内企業を1社ずつ訪問する企業信用状況調査を開始した。

¹⁰ 蕭山農村合作銀行信貸管理部總經理の戴建興氏に対するインタビュー（2007年6月19日）から整理。

をよく知っている。わざわざ調べなくても、長い付き合いがあるから、彼らの人柄や家庭状況やこれまでの信用履歴などをすべて把握している」と貸付管理部の戴建興総経理は指摘した。

3. 小括/議論/リレーションシップバンキング

中小企業金融機関は、融資判断の基準として、当該中小企業の財務諸表等の定量情報に、「二つの情報」(定性情報)を加えることが重要である¹¹。1 つは地域情報である。地域情報の蓄積には、独占性がある。また、地域経済や地域企業の情報を継続して蓄積し、維持するにはコストがかかる。地域情報の優位者としてリーダーとなる地域金融機関が中心となって、情報生産機能を果たすのが効率的である。

もう 1 つは、中小企業に関する個別情報である。地域金融機関の主たる取引対象は中小企業であるが、中小企業に対する融資は計数(定量情報)のみに依存するわけにはいかない。中小企業自体の財務情報が不十分であり、信頼性に欠けるからである。地域金融機関は、企業預金口座の管理や社長とのフェイス・トゥ・フェイスでの日常的な接触から情報を収集し、地域に密着した審査・モニタリング体制を構築する必要がある。

では、これらの定性情報の生産はいかにして可能となるのか。実際は、この二つの定性情報の収集・生産は、中小企業金融機関と中小企業との長期継続取引関係としての「リレーションシップバンキング」の形成によって可能になる。リレーションシップバンキングについては、必ずしも統一的な定義は存在しないが、金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報をもとに貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルを指すのが一般的である¹²。このリレーションシップバンキングは、定性情報の入手という形で、金融機関にメリットをもたらすだけにとどまらない。地域中小企業にも融資を超えたメリットをもたらすのである。

例えば、蕭山区内に多数の店舗網や人員を持つ合作銀行は 2005 年下期に、その優位性を利用し、各支店や営業所から派遣された調査員が、区内企業を 1 社ずつ訪問する企業信用状況調査を開始した。2006 年末までに、訪問した企業数は 9000 社にも及んだ。調査では、a. 当行と融資関係があるか、b. 融資関係がないなら理由は何か、c. 他の銀行と融資関係があるか、d. 銀行と融資関係があるとしたらどんな種類の借入をしているか(担保付きか保証付きか)、e. 現在資金ニーズがあるか、f. あるとしても銀行に拒絶されたか、g. 担保・保証が提供できるかなど、きめ細かい項目を設定した。そして、合作銀行は、その調査結果に基づ

¹¹ 大企業には格付機関の格付けがあるし、また投資家向けのアナリストが存在して、独自に投資情報を提供している。これらのことが大企業の情報生産に寄与しているため、大企業は資本市場を有効に活用できるのである。一方、このような格付けやアナリストの分析は、中小企業には存在しないし、あるとしてもごく一部に限られている。

¹² 金融審議会金融分科会第二部会(2003)『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』2003年3月 3頁を参照。

き、必要に応じて該当企業に銀行の業務や商品に関する説明を行ったり、企業の資金ニーズに対応した金融商品を開発したりして、絶えず業務の改善に努めている。

ただ、現在の問題点としては、貸出構造の単一性がある。融資先のほとんどが製造業で、特に化学繊維や紡績業種に集中していることが指摘された¹³。これは上述のようなリレーションシップバンキングをさらに機能強化していく際に必ず出てくる与信集中リスク問題の1つである¹⁴。与信集中リスクには2つある。第一は、地域集中リスクである。地域金融機関は特定の地方を営業基盤とするため、当然その地域での貸出が資産のかなりの部分を占める。当然ながら、地域集中リスクは増大する。第二は、貸出先の業種偏在リスクである。それぞれの地域にある業種は限られているため、貸出資産の業種分散を図ることが困難であり、特定の業種偏在リスクが高まる傾向にある。また、なじみのない業種に関する情報や取引経験の不足から、新しい業種への取り組みに際しても大きな制約要因となる可能性が高い。

このようなリレーションシップバンキング強化プロセスで顕在化する地域集中リスクと業種偏在リスクを回避するために、「市場型間接金融」の活用を図ることが考えられる。シンジケート・ローン形式による融資や証券化などの活用がその一例として挙げられよう。なかでも証券化商品の貸出債権担保証券 CLO (Collateralized Loan Obligations) は、成長が期待される地域企業に合理的なリスク・リターンにより資金を供給しながら、地域のリスクを債券市場に開放する等、「地域経済のリスクをコントロールする」機能を発揮することが期待され、持続可能性の高い地域金融の強化に資するものと考えられる。

一方、地域における国有大手商業銀行の一支行としての蕭山支行は地域での融資活動には全く決定権限がなく、地域に密着する意思があっても、現実には不可能であろう。

今まで、蕭山区にある国有商業銀行と地域の合作銀行をそれぞれ見てきたが、地域に密着している合作銀行は地域中小企業とリレーションシップを結成することによって、独自の情報生産機能を十分に発揮し、その資金ニーズに応え、地域活性化を促してきたことが明らかになった。リレーションシップ貸出が効果的に機能する（顧客満足度も含め）ためには、渉外・審査・融資決裁権限者の間の組織的ラインが短いことが望ましいが、大きなヒエラルキー組織である大手国有商業銀行ではそれは難しい（巨大組織ゆえの「組織上の規模の不経済」の存在）。

（3） 地元企業

最後に、蕭山区内企業の資金調達状況を簡単に説明する。

1. 杭州惠靈工藝禮品公司

¹³ 蕭山の化学繊維・紡績産業は蕭山地区のGDPの約40%を占めるため、化学繊維・紡績関係の貸出残高は同行の貸出残高の25%にもものぼる。

¹⁴ この内容について、張（2007）博士論文を参照。

杭州恵霊工芸礼品公司是、1985年の創業である。当初は電線の製造企業だったが、1995年に工芸品の生産に転じた。現在の従業員（常用）は約60人で、デザイナーが6、7人がある。企業規模は、蕭山区河庄鎮の企業としては、中程度である。生産された商品のすべては輸出用で、OEM方式である。

同社は1987年に電線製造の工場・倉庫などを建てるため、合作銀行から5万元を借り入れた。当初は、他の国有銀行数社に依頼したが、拒絶されたことがあった。（拒絶理由として、小口であること、リスクが高いことなどが挙げられていた）。その後、1992年に新しい工場を買うために、同じく合作銀行から50万元を借入することができた。それ以来、合作銀行が同社の唯一の取引銀行となっている。「銀行の貸付担当者は通常一ヶ月に一回程度、うちの工場へ視察に来てくれる。そして、経営上のアドバイスもしてくれる¹⁵」という。同社はまた、河庄鎮担保会社の早期の大口会員で、80万元出資している。保証倍率は6倍（通常は5倍である）で、最大480万元の貸出額が保証されている。合作銀行からの現在の融資残高は600万元であり、その内訳は480万元の保証付き融資と、残りの120万元が担保付融資と第三者保証融資となっている。河庄鎮担保会社の基本構造は前述の蕭山区企業相互保証機構 [1 . (1)] の構造と同様であるため、ここでは略したい。

2. 杭州帮得利实业有限公司

杭州帮得利实业有限公司は、1997年創業の化学工業企業（靴用や家具用の接着剤生産）である。当時の売上高は500万元だったが、現在は数千万元に達成している。取引銀行は合作銀行である。同社も杭州恵霊工芸礼品会社と同じ河庄鎮担保会社のメンバーで、出資額も保証倍率も同じである。現在は1000万元の融資残高を有し、480万元が保証付き融資、残り520万元が第三者保証融資と担保付融資となっている。

同社の場合、企業規模がさらに大きくなると、小口融資を中心業務とする合作銀行から卒業せざるをえず、他の地域株式商業銀行と取引することになる、という。ただ、国有商業銀行は考慮に入れていない。国有商業銀行の支店は融資権限が過小で、融資審査はすべて本店で行われるため、審査に膨大な時間がかかってしまうからである。国有商業銀行からの資金調達、利便性が悪く安心できないという¹⁶。

2. 温州市 - 民間金融の発達と信用保証体系の不在

温州は長江デルタと珠江デルタという二大経済区の交差点にあり、浙江省南部の経済、文化と交通の中心である。温州市は、鹿城、龍湾、瓯海の3区、瑞安、樂清の2市、そし

¹⁵ 杭州恵霊工芸礼品会社総経理の項才標氏に対するインタビュー（2007年6月20日）から整理。

¹⁶ 杭州帮得利实业有限公司総経理の諸張芳氏に対するインタビュー（2007年6月20日）から整理。

て、洞頭、永嘉、平陽、蒼南、文成、泰順の 6 県を管轄している。中国本土と政治的な緊張関係にある台湾に近接していることもあり、長い間国家の重点プロジェクト外に置かれ、基幹的な国有企業も配置されてこなかったが、民営企業の発達をバネに 1980 年代以降独自の経済発展を遂げてきた。現在、温州経済は数年の連続する高度成長現象と特色ある経済の発展構造によって世界に注目されている。

(1) 温州中小企業発展促進会

温州中小企業発展促進会（以下、促進会）は、温州市内の中小企業の更なる発展と活躍を図るために、温州市経済貿易委員会の働きによって、1999 年に設立された社団法人である。地元政府と中小企業との理解を深める架け橋となり、中小企業のより一層のレベルアップを実現させるとともに、地域経済の活力ある環境整備に貢献することを基本理念として活動している¹⁷。促進会の資本金構成は、温州市経済貿易委員会と民間企業の 3 社によりそれぞれ 49 : 51 の比率となっている¹⁸。

(2) 温州民営企業と民間金融

温州民営企業の資金調達先は、時代とともに変化している。1980 年代の温州では、創業資金の調達先として、自己資金、銀行借入、非銀行金融機関からの調達（民間金融）がほぼ均等であったが、1990 年代に入って、自己資金、銀行借入、民間金融の比率が 60 : 24 : 16 となった。また、2003 年にはこの三者の比率が 57 : 37 : 6 となり、銀行借入比率が増加する一方で、民間金融比率が低下した。さらに 2004 年 3 月に温州銀監分局が実施したサンプル企業 360 社に対する調査によると、自己資金、銀行借入、民間金融の割合は 58 : 37 : 1 に変わった¹⁹。民間金融の比率は年々低下しているが、現実には、企業の自己資金の中に民間直接貸借が含まれている場合が多いので、細心の注意が必要である²⁰。

また、温州銀監分局の同調査によれば、半数以上の中小企業は資金調達難の状態にある。公有制や集団所有制などの社会体制のもとで、土地などの企業固有の担保物件を持たないため、民間の中小企業は、銀行からの借入を拒絶されやすい。

一方、温州市内の民間資金は既に 6000 億元を超えており、国の法律さえ解禁されれば、この巨大な民間資金額に支えられた民間銀行や私人銀行などが相次いで登場し、中小企業が現在直面している資金調達難の問題は多少緩和されるであろう。その理由は次の通りである。第 1 は、国有商業銀行が社会の需要に対応できず、資金市場の隙間を民間金融が補

¹⁷ 温州市中小企業発展促進会（2007）『温州市中小企業発展促進会 2006 年度工作總結及 2007 年工作思路』を参照。

¹⁸ 中国中小企業協会副会長・温州中小企業発展促進会会長の周徳文氏に対するインタビュー（2007 年 6 月 22 日）から整理。

¹⁹ 温州銀監分局（2005）『關於温州中小企業融資現狀的報告』を参照。

²⁰ 『經濟觀察報』（2005）「央行承認民間融資 民間融資終可以正式浮出水面」2005 年 5 月 30 日を参照。

填しているからである。また仮に、国有商業銀行の制度改革が順調に進展しても、産業資金の需要は国有商業銀行の資金供給力をはるかに超えるので、民間金融からの融資が不可欠となる。第 2 は、国有商業銀行の資金融資審査は厳格で、個人企業や小規模の郷鎮企業は融資を受けられない²¹。

では、次に、中小企業が利用している主な民間金融を見てみよう。

- a. 民間貸借。民間における純粋な貸借関係をさし、主に血縁、地縁によって、小口な融資活動を行う。
- b. 民間集資。郷鎮企業などが主体となり、個人や企業などを対象に行うインフォーマルな資金集めを指す。
- c. 地下銭庄。経営者が独自の資本で預貯金業務を行う。法定金利を上回る違法な高利貸しを営み、金融当局の金利政策を阻害するばかりか、中には社会問題化するケースもあるため、法律では明確に禁止されている。

(3) 担保会社²²

現在、温州には 160 以上の担保会社があり、そのほとんどは、促進会の斡旋により、設立されたものである。温州の担保会社はすべて、「民営企業」としての利益追求型信用保証会社である。また、温州市政府の制定した法律である『温州市人民政府關於規範發展中小企業信用担保機構的若干意見』によると、市内担保会社の設立時の最低資本金額が 500 万元以上に定められている。なお、各担保会社の信用保証料は、一般銀行の平均貸出利率の 50% 以内に自由に設定できる。

促進会自身も傘下の会員企業 10 数万社に対して信用保証業務を行っているという。2007 年の保証金額の枠は 56 億元に達している。一社に対する保証金額は数千万元から数百万円まで様々である。

温州百順担保有限公司

温州百順担保有限公司（以下、百順）は、2006 年 11 月の設立で、資本金は 2000 万元である。イタリア・ローマ在住の温州華僑 4 人が共同出資した。従業員は 14 人で、小規模な発展途上の企業である。

担保会社の保証倍率とは、資本金額に対し何倍まで保証可能かを示す指標である。法律は 10 倍まで保証可能と定めているが、温州では現状、5 倍までに止まっている。百順も例外ではない。

顧客はすべて中小企業や個人企業で、1 社に対する保証金額の限度額は 300 万元となっている。ほとんどの担保会社は銀行と連結を取っており、銀行に担保不足の顧客を紹介され

²¹ 周徳文氏に対するインタビュー（2007 年 6 月 22 日）から整理。

²² 周徳文氏に対するインタビュー（同上日時）から整理。

ると、その不足部分に対して保証をつける形になっている²³。

そのため、銀行業界に人脈がなければ、この業界で生きていくのは難しい。ちなみに、董事長の葉可為氏は、1978年に中国農業銀行温州分行に入行し、イタリアに渡る1991年までの13年間、同行に勤務していた（銀行業界に籍を置いていた）。イタリアでは貿易の商売をやっているが、温州では、かつての人脈を活用して担保会社を立ち上げたのである²⁴。また、総経理の王森林氏は、1983年に同じ中国農業銀行温州分行に入行した。2002年に同行を退職し、地元の大手中間企業「高邦」に転職したが、中国農業銀行温州分行先輩の葉氏らの誘いを受けて、2006年に担保業界に入った²⁵。二人とも温州の銀行業界に豊富な人脈をもち、財務管理の知識や経験もある。このため、同社は、同業他社と比べても、前途洋々のように見える。葉氏によれば、現行の法律は私人銀行の開設を禁止しているので、実業界から金融業界に入るための第一歩として、担保会社を始めたとのことである。

さらに、業界関係者によると、温州ではほとんどの担保会社が、名目上の保証業務を行う以外に、裏で高利の民間金融業務もやっているという。貸出金利は、銀行の3倍にもなる。このように、温州市の担保会社は前述した杭州市蕭山区の「共済型」担保会社と性質的に明らかに異なっており、日本におけるノンバンクに類似していると思われる²⁶。

日本の信用保証制度

日本には、信用保証制度と呼ばれる信用補完の制度があり、信用保証協会がその任にあっている。信用保証協会は、「信用保証協会法（1953年8月10日）」という法律に基づく特殊法人である。現在、各都道府県に合計52の信用保証協会がある。信用保証制度を利用できるのは、「中小企業基本法」で定められた中小企業と事業協同組合である。中小企業が金融機関から借入を行う際に利用できる限度額は、一般に普通保証で2億円、無担保保証で8000万円となっているほか、特例保証ではより大きな限度額を取り扱うことができる。特に日本の信用保証制度は、これを再保険する機能をもつ国の信用保険制度とあわせ信用補完制度としている点で、世界に類を見ない特異な制度として発達してきている。また、日本の信用保証協会は、基本財産の35～60倍（平均52.4倍）の保証倍率が個別に設定され、これに比較すると温州市の信用保証会社の現状において、5倍の保証倍率はきわめて低水準である。

²³ 温州百順担保有限公司董事長の葉可為氏に対するインタビュー（2007年6月22日）から整理。

²⁴ 同上注。

²⁵ 温州百順担保有限公司総経理の王森林氏に対するインタビュー（2007年6月22日）から整理。

²⁶ また、前述した「地下銭庄」と同じ行動を合法的担保会社が行っているものと考えてもいいと思う。

(4) 温州市迪索靴業有限公司

1993年に設立した。当時の資本金が108万元であり、すべては親戚や友人などから資金を直接貸借し、利息はゼロであった。現在は資本金が880万元になっている。生産された商品はすべて自社ブランド(奇迪)で、国内外の市場へ展開している。具体的に、国内向け商品の比率は50%で、国外輸出用の商品も50%になっている。主要な輸出国はイタリア、オランダ、スペイン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、ポーランドなどとなっている。筆者がインタビューを行っていた時に、総経理陳錦亮氏のオフィスにドバイから駆けつけた数人の靴の卸売商人たちがソファに座り込んでいて、工場からの靴の出荷を待ち続けているという。2001年に、大規模な工場を建てるために、はじめて温州市商業銀行から300万元を担保付で借入した。多額の融資を受けることよりも、利息を低くすることを重視するために、銀行融資を控えているという。また、1993年設立当時の売上高は1000万元だったが、2006年の売上高は1億元に達成した。コストを下げるために、民間の担保会社を利用しない予定である²⁷。

小括

以上で見てきたように、温州市の担保会社は前述した杭州市蕭山区の「共済型」担保会社及び日本の信用保証協会と、質的に明らかに異なっており、日本におけるノンバンクに類似していると思われる。しかし、理論的には、ノンバンク貸金業者が中小企業金融の中心的な担い手になる必然性は乏しい。ファイナンス論の基礎においては、企業は資本コストの低い順に資金調達方法を選択するという議論がある。では、借入においてはいずれの機関からの借入が選択されるのが合理的なのだろうか。基本的に、企業の資金調達コスト(借入金利)は、その資金の原資の調達コストに制約される。資金仲介機関は、自らの資金調達コストに一定の利鞘を上乗せした水準に貸出金利を設定するからである。そうした観点からは、銀行からの借入は通常、ノンバンク貸金業者からの借入よりもコストが低くなるのが当然であろう。銀行の貸出原資のほとんどは預金であり、その調達金利は、短期金融市場での最低レベルにある。これに対し、ノンバンク貸金業者の資金調達の多くは銀行借入である。このため、ノンバンク貸金業者の貸出金利は、構造的に銀行の貸出金利を上回るはずである。こうしたことを考えると、中小企業の資金調達において、ノンバンクからの借入のほうが銀行からの借入よりも有利となる理由は見当たらない。

²⁷ 温州市迪索靴業有限公司総経理の陳錦亮氏に対するインタビュー(2007年6月23日)から整理。

終わりに

現在の中国では、中小企業の資金調達は間接金融が中心であるが、信用力や担保力が不足するために必要な資金を調達できない中小企業が多い。民間中小企業をサービスの対象とする中小企業金融機関の設立や信用保証制度の整備などの制度改善への試行錯誤が続けられているが、残念ながらいまだに明確な効果が十分には現れていない。その中で、杭州市蕭山区の地域金融機関の融資手法と「共済型」担保会社の試みが今後、中国の中小企業政策の制定者には、多くの有益な刺激とヒントを与えるものと評価できよう。

一方、豊富な民間個人資本を有する温州市では、商業型中小企業信用保証制度はきわめて急ピッチで展開されてきた。しかしながら、市場経済を補完する政策手段としての信用保証制度の意義は、まだ十分に認識されていないと思われる。

参考文献：

- 温州市政府（2004）『温州市人民政府弁公室關於轉發温州市中小企業信用担保財政扶持資金使用管理暫行弁法的通知』 2004年10月26日
- 温州市中小企業發展促進会『温州中小企業報』2006年1月～2007年5月 各期
- 温州市中小企業發展促進会（2007）『温州市中小企業發展促進会2006年度工作總結及2007年工作思路』
- 温州銀監分局（2005）『關於温州中小企業融資現狀的報告』
- 温州市統計局（2007）『2006年温州經濟運行年終報告』 2007年2月5日
- 金融審議會金融分科会第二部会（2003）『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』 2003年3月
- 『經濟觀察報』（2005）「央行承認民間融資 民間融資終可以正式浮出水面」 2005年5月30日
- 国家統計局總司編（2002）『中国区域經濟統計年鑑2001』
- 鐘偉など（2004）『中国金融風險評估報告』
- 『人民日報』（海外版）（2007）「中小企業進入發展機遇期」2007年7月6日
- 浙江省人民政府公式HP www.zhejiang.gov.cn
- 浙江蕭山農村合作銀行（2007）『金融業務產品紹介』
- 浙江蕭山農村合作銀行（2007）『浙江蕭山農村合作銀行信貸安全線額度管理實施方法』
- 中華人民共和國国家統計局編（2005）『中国統計年鑑2004』
- 中国人民銀行杭州中心支行貨幣政策分析小組（2007）『2006年浙江省金融運行報告』
- 中国政府公式HP www.gov.cn
- 張曉玫（2007）『金融市場の異質性とリレーションシップバンキング - 中小企業金融機関の

役割』一橋大学博士論文 2007年3月
みずほ総研(2004)「中国・浙江省南部を中心とする民営企業の動向」『みずほアジアイン
サイト』 2004年1月20日